

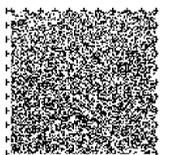
だい き ち ば し しょうがい ふく し けい かく
第2期 千葉市障害福祉計画

へいせい ねん ど へいせい ねん ど
(平成21年度～平成23年度)



へいせい ねん がつ
平成21年3月

ち ば し
千葉市



はじめに

我が国の障害者施策については、平成15年に、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代えて、障害者自らがサービスを選択し、契約する「支援費制度」が導入され、以来、サービスの利用者、利用量ともに飛躍的に増加しました。

また、平成18年の障害者自立支援法の施行により、身体、知的、精神の各障害の種別ごとに分かれていたサービス提供の仕組みが一元化されるとともに、各自治体では、就労支援の強化や地域生活への移行促進といった課題に対応し、障害者に対するサービスの計画的な整備を推進するため、数値目標を含めた「障害福祉計画」を策定することとなりました。

本市では、「第1期千葉県障害福祉計画（平成18～20年度）」を策定し、平成23年度における障害者の地域生活と一般就労への移行目標や、平成20年度までのサービスの見込量及び確保策を定め、障害者福祉の向上に努めて参りました。

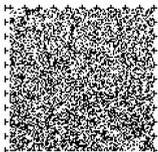
この度、現行計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況やサービス利用者の実態を踏まえ、平成23年度の目標達成に向け、新たに「第2期千葉県障害福祉計画（平成21～23年度）」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携、協働のもと、障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した生活を送ることができ、共生の地域社会づくりに全力で取り組んで参りますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました、千葉県障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

千葉県



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障害者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定します。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

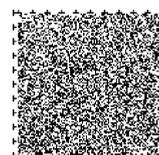
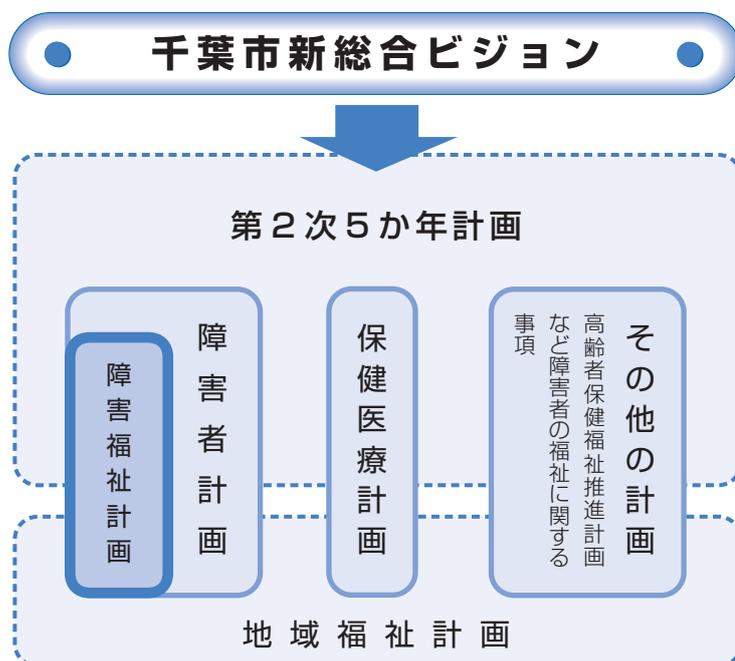
(1) 位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」です。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の「障害者計画」、「地域福祉計画」や「保健医療計画」等における障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとして

〔他計画とのイメージ図〕



3 計画の期間

平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
第1期計画			第2期計画		

平成19年3月に策定した「第1期千葉県障害福祉計画」を、本計画では「第1期計画」と呼びます。

<千葉県障害者計画と千葉県障害福祉計画について>

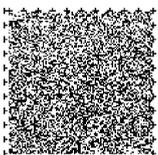
千葉県障害者計画

計画の体系

- 1 地域生活支援
- 2 雇用・就労
- 3 生活環境
- 4 保健・医療
- 5 教育・育成
- 6 啓発・広報

千葉県障害福祉計画

- ① 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供
- ② 地域生活支援事業の提供

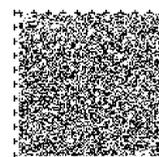
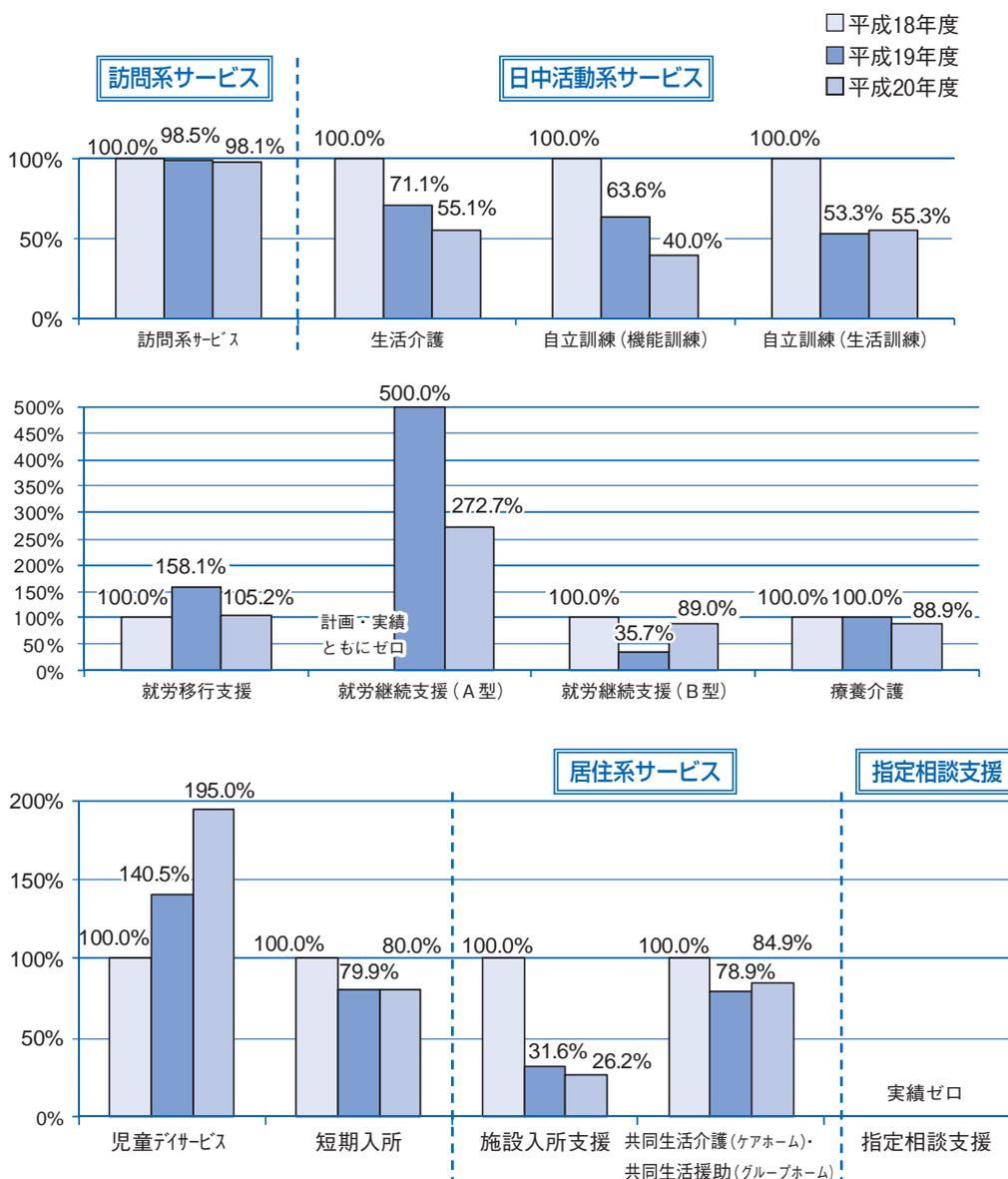


だい しょう
第2章

ほん し しょうがいふく し とう げんじょう
本市の障害福祉サービス等の現状

1 していしょうがいふくし
指定障害福祉サービス

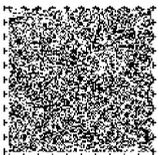
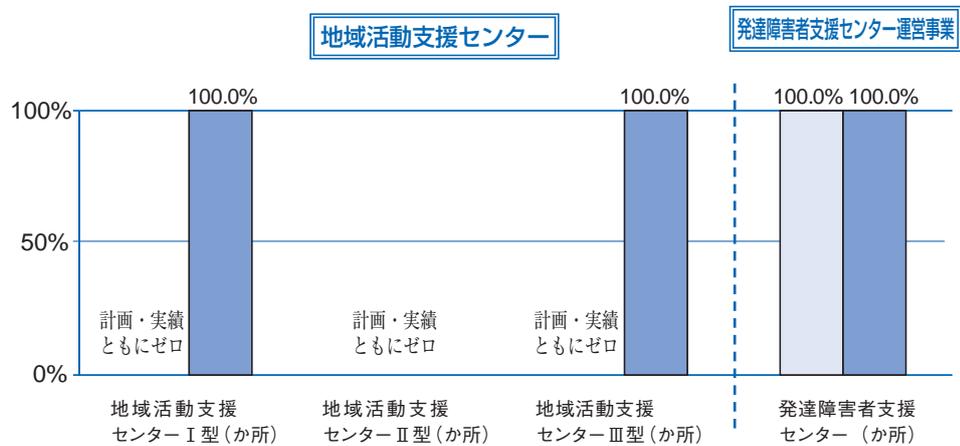
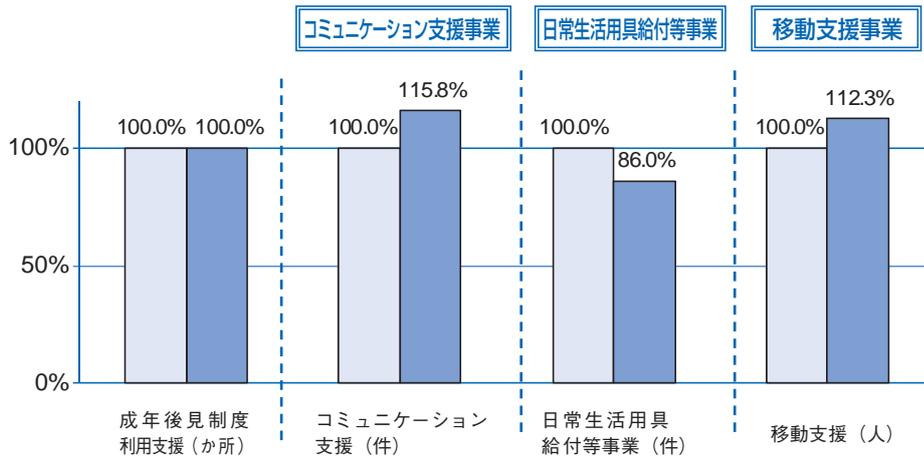
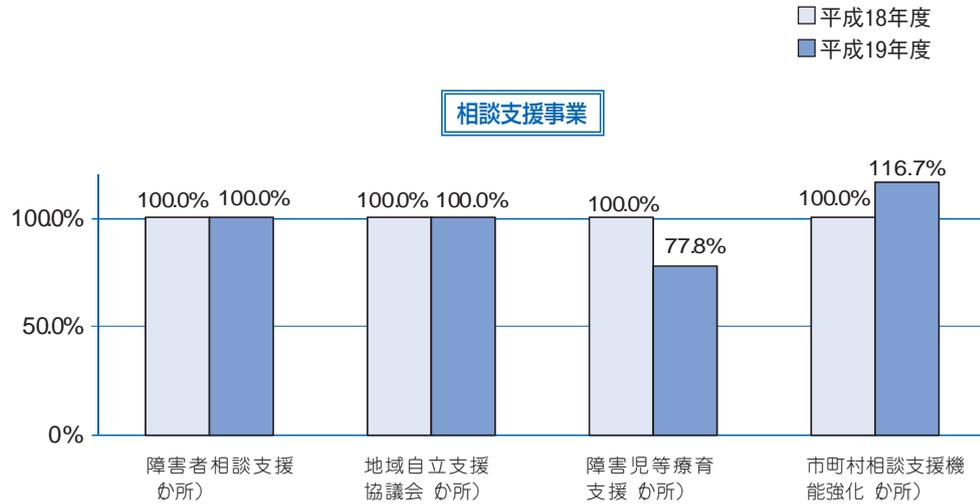
ほうもんけい だい きけいかく み こ しんちよく
訪問系サービスについては、ほぼ第1期計画の見込みどおり進捗しています。
にっちゅうかつどうけい およ きょじゅうけい いちぶ きゅうほうしせつ しんたいけいじ
日中活動系サービス及び居住系サービスの一部については、旧法施設の新体系事
ぎょう いこう おく み こ したまわ
業への移行が遅れているため、見込みを下回っています。



2 地域生活支援事業

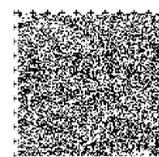
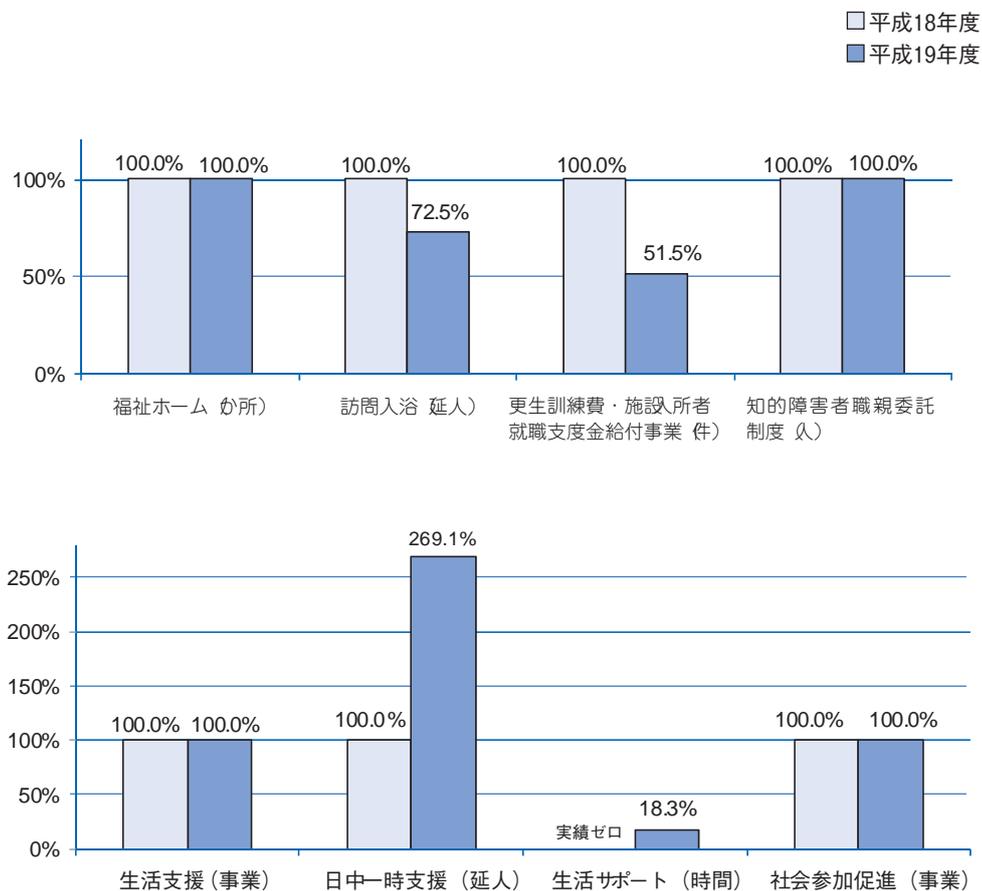
(1) 必須事業

各事業とも、第1期計画のほぼ見込みどおりに進捗しています。



(2) その他の事業

各事業とも、第1期計画のほぼ見込みどおりに進捗していますが、日中一時支援事業は見込みを上回っています。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本的理念

安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る

障害のある人が、自己選択と自己決定のもと、その有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるような必要な障害福祉サービスやその他の支援を行うとともに、障害のある人もない人もお互いに個性を尊重し助け合いながら、安全で安心した自立生活を送ることができる共生の地域社会を創り、全ての障害者の自立と社会参加の実現を目指します。

2 施策展開の方向性

(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実

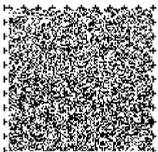
障害者の地域生活を支える必要な居宅サービスの充実を図るとともに、とりわけ精神障害者や重度の障害者に対するサービスの強化を図っていきます。

(2) 相談支援体制の充実・強化

各区に指定相談支援事業者を配置するとともに、事業者のネットワークを回り、各区に整備を進めている保健福祉センターとの有機的な連携を図ります。また、地域自立支援協議会を中心としたネットワークを活用していきます。

(3) 地域における暮らしの場の確保

グループホーム、ケアホーム等の整備を促進するとともに公営住宅や民間アパート等への入居を支援していきます。さらに、障害者の地域生活移行には、地域住民の理解が不可欠となることから、障害者理解の普及、啓発に努めます。



(4) 就労支援の強化

ハローワークや県労働部局等との連携を強化し、企業に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めるとともに、千葉障害者就業支援キャリアセンターへの運営参画を通じて、一般企業への就労を支援するほか、「障害者職業能力開発プロモート事業」を実施して、職業訓練の推進と関係機関の連携づくりを進め、支援を強化していきます。

一方、福祉施設等で働く障害者については、千葉県障害者就労事業振興センターの運営参画を通じて、授産製品の販路拡大を図るとともに、発注が可能な業務の委託に向けた働きかけ等を行い、工賃の増額を促進していきます。

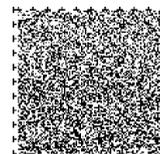
3 平成23年度までに達成すべき目標

(1) 地域生活への移行促進

- 福祉施設から地域生活への移行目標値は第1期計画の策定時点(17年度:802人)の施設入所者数の1割(80人)以上とします。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数(千葉県推計値:333人)の45%(150人)が地域生活へ移行することを目指します。

(2) 一般就労への移行促進

- 平成23年度中に一般就労に移行する者を第1期計画の策定時点(17年度:11人)の4倍(44人)以上とすることを目指します。
 - 平成23年度までに第1期計画の策定時点の福祉施設利用者(17年度:1,419人)のうち2割以上が就労移行支援事業を利用することを目指します。
- あわせて、就労継続支援事業(A型、B型)の利用者のうち、3割は就労継続支援事業(A型)を利用することを目指します。



第4章

障害福祉サービス等の見込み

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供

(1) 指定障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

平成23年度の利用者が平成20年度(569人)の約1.4倍(770人)に増加することを見込み、その確保の方策を展開します。

イ 日中活動系サービス

平成23年度の利用者が平成20年度(2,313人)の約1.3倍(2,941人)に増加することを見込み、その確保の方策を展開します。

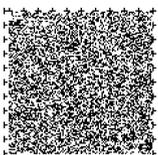
ウ 居住系サービス

平成23年度の入所者が平成20年度(983人)の約1.3倍(1,254人)に増加することを見込み、その確保の方策を展開します。

(2) 指定相談支援

平成20年度の利用者が0人に対し、平成23年度の利用者が68人に増加することを見込み、その確保の方策を展開します。

※指定障害福祉サービス及び指定相談支援のサービスの見込量と確保の方策 →P10～11



2 ちいきせいかつしえんじぎょうていきょう 地域生活支援事業の提供

(1) ひつすじぎょう 必須事業

そうだんしえんじぎょうかくくじっし ちいきじょうきょう たいおうじぎょう
相談支援事業を各区で実施するほか、地域の状況やニーズに対応した事業を
てんかい
展開します。

(2) たじぎょう その他の事業

これまでのサービス内容と同様のサービス及び水準を維持することを基本に
かくしゅじぎょうじっし
各種事業を実施します。

ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう かくほ ほうさく

※地域生活支援事業の見込量と確保の方策 →P12～13

ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会

しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん たいせい かん きょうぎ おこな ふく
障害者の地域生活を支援するための体制に関する協議を行うとともに、福
し ほけん いりょう きょういく こようとうかんけい きかんとく こうちく すいしん ちゅう
祉、保健・医療、教育、雇用等関係機関等のネットワーク構築を推進する中
かくきかん ち ば し ち い き じ り つ し え ん き ょう ぎ かい せ っ ち
核機関として、「千葉市地域自立支援協議会」を設置しました。

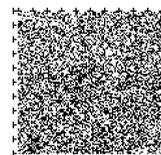
きょうぎかい
協議会では、

- そうだんしえんじぎょう けんしょう
相談支援事業の検証
- ちいき かんけいきかん れんけいたいせい こうちく
地域の関係機関との連携体制の構築
- こんなんじれい たいおう かた かん きょうぎ ちようせい
困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ちいき しゃかいしげん かいほつ かいぜん
地域の社会資源の開発、改善

とう かん きょうぎ
等に関することを協議します。

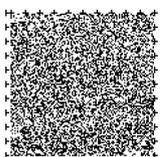
きょうぎかい ちいき しょうがいしゃ しえん おこな いいん ちゅうしん こうせい
協議会は、地域において障害者の支援を行っている委員を中心に構成し、
じょうほう きょうゆう はか れんけい こんなんじれい たいおう きょうぎ
情報の共有を図るとともに、連携して困難事例への対応について協議する
とう こべつ しえんかいぎ じゅうてん お
等、個別の支援会議に重点を置いています。

また、ちいきぶかい せっち こべつしえん おこな いけんこうかん こんなんじれい
地域部会を設置し、個別支援を行うための意見交換、困難事例への
たいおう かん きょうぎ おこな
対応に関する協議を行います。

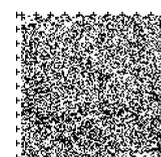


指定障害福祉サービス及び指定相談支援のサービスの見込量と確保の方策

サービスの種類	サービスの内容	サービス見込量算定の考え方		
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	居宅生活を支えるサービスとしてサービス利用状況調査における利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに、障害手帳交付者数の伸び、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行目標者数等を勘案して見込みます。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。		
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。		
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護、生活介護等複数のサービスを包括的に行います。		
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	平成23年度末までは、旧法施設からの移行による影響が大きいことから、利用実績をベースに、次の要素等を勘案して見込みます。 ○旧法施設の新体系事業への移行予定 ○障害手帳交付者数の伸び ○特別支援学校卒業生数 ○施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行目標者数	
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。		
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。		
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。		利用者は増えておらず、現状のまま推移すると見込みます。
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。		利用実績をベースに利用量の伸び等を勘案して見込みます。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		サービス利用状況調査における利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに利用量の伸び等を勘案して見込みます。
	【参考】旧法施設サービス(通所)			新体系事業への移行予定を勘案して見込みます。
【参考】旧法施設サービス(入所)				
居住系サービス	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害手帳交付者数の伸び、特別支援学校卒業生数、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行への目標者数等を勘案して見込みます。	
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。		
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		
	【参考】旧法施設サービス(入所)			旧法施設の新たな事業への移行予定、入所待機者数、特別支援学校卒業生数、施設入所者の地域移行の目標者数等を勘案して見込みます。
指定相談支援 サービス利用計画作成)	支給決定を受けた利用者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。	施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行の目標者数等を勘案して見込みます。		



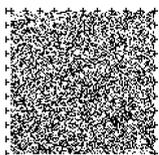
単位	サービスの見込量			確保の方策
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
時間分/月 ※ () は利用者数 (実人数) を表わす	12,595 (573)	13,682 (622)	14,812 (673)	<p>事業者にホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。</p> <p>また、必要なサービスを適切に利用できるよう、相談支援事業の充実にも努めます。</p>
	5,184 (36)	7,344 (51)	9,504 (66)	
	390 (25)	409 (26)	434 (28)	
	520 (2)	780 (3)	780 (3)	
人日分/月 ※ () は利用者数 (実人数) を表わす	13,030 (619)	18,250 (867)	31,091 (1,477)	<p>旧法施設を利用している利用者の障害の程度やニーズが十分に反映されるよう、事業者の理解を得ながら新体系事業への円滑な移行を促進します。</p> <p>また、利用者の選択の幅が広がるよう、指定事業者等の必要な情報提供を行います。</p>
	300 (17)	388 (22)	459 (26)	
	860 (40)	1,097 (51)	1,591 (74)	
	1,430 (65)	2,880 (130)	5,962 (271)	
	1,537 (68)	1,966 (87)	2,079 (92)	
	3,569 (166)	3,741 (174)	6,493 (302)	
	264 (9)	264 (9)	264 (9)	専門的医療機関によって必要なサービス量は概ね確保されていますので、利用者への情報提供に努めます。
	1,406 (333)	1,427 (356)	1,450 (381)	療育センター及び大宮学園で引き続きサービスを実施するとともに、新規事業者の参入を促進します。
	1,934 (240)	2,192 (272)	2,486 (309)	民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、今後とも利用が多く見込まれることから、必要な事業所の整備を進めます。
	9,262 (421)	5,720 (260)	0 (0)	—
11,286 (513)	10,384 (472)	0 (0)		
実人/月	131	186	236	民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を促進するため、引き続き積極的な整備を進めます。
	82	115	146	
実人/月	341	382	872	旧法施設の新体系事業への移行予定や、施設入所者等の地域移行の状況等を見極めながら、必要な施設の整備を進めます。
実人/月	513	472	0	—
実人/月	62	64	68	事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。



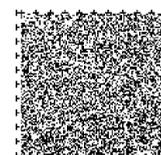
地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1 必須事業

事業の種類	事業の内容	事業の実施に関する考え方
(1) 相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。	
① 相談支援事業		
ア 障害者相談支援事業		障害者が身近な地域で相談が受けられるよう、各区に1か所相談拠点を設け実施します。
イ 地域自立支援協議会		地域の障害者支援に関する定期的な協議の場として設置します。
ウ 障害児等療育支援事業		療育支援体制の維持、向上のため、事業の充実を図っていきます。
② 市町村相談支援機能強化事業		精神保健福祉士等専門的職員を配置し、処遇困難ケース等へ対応することにより、相談支援の機能強化を図っていきます。
③ 成年後見制度利用支援事業		障害者の権利を守るため、制度の周知に努めます。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行います。	
① 手話通訳者設置事業		聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各区（保健）福祉サービス課に手話通訳者を配置します。
② 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業		聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を行います。
(3) 日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。	
① 介護訓練支援用具		地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、対象品目の選定等を行う検討組織を設置し、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。
② 自立生活支援用具		
③ 在宅療養等支援用具		
④ 情報・意思疎通支援用具		
⑤ 排泄管理支援用具		
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。	障害者の社会参加の進展に伴い需要が高まることが予想されるため、利用の伸びに対応した事業展開を行います。なお、当面は、個別支援型事業を実施しますが、グループ支援型等についても実施に向けた検討を行います。
(5) 地域活動支援センター （千葉県利用分） （他市町村利用分）	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。	利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型、Ⅲ型）を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業（Ⅰ型）を実施します。
(6) 発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害児（者）に対する総合的な支援を行います。	発達障害児（者）に対する総合的な支援拠点として設置し、運営にあたっては、医療、福祉、教育、就労等の関係機関や家族団体等との密接な連携を図ります。

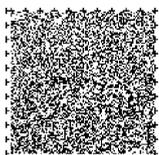


事業の見込量						確保の方策
平成21年度		平成22年度		平成23年度		
実施見込み箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用者数	
6 箇所		6 箇所		6 箇所		市内の6社会福祉法人等に委託、区ごとの担当を決めて実施します。
実施		実施		実施		障害者相談支援事業受託者の社会福祉法人等に委託して実施します。 なお、協議会には市全体の支援内容を協議する全体会と2区を1単位として地域における連絡調整及びケース会議を行なう3つの地域部会を置きます。
8 箇所		11 箇所		16 箇所		障害児(者)施設等に委託して実施するとともに、委託先の拡大を図っていきます。
実施		実施		実施		障害者相談支援事業受託者のうち、中野学園、でい・さくさ畑通勤寮に事業委託して実施します。
実施		実施		実施		各区(保健)福祉サービス課 健康課、保健所精神保健福祉課で申請を受け付けるとともに、制度の周知を図ります。
	7人 (設置者数)		7人 (設置者数)		7人 (設置者数)	市本庁舎及び各区(保健)福祉サービス課に手話通訳者を各1名ずつ配置します。
	216人		226人		236人	千葉県内の手話通訳者及び要約筆記奉仕員の登録及び派遣を行っている(福)千葉県聴覚障害者協会に委託して実施します。
	50件		50件		50件	障害者のニーズに合った種目を給付できるよう定期的な種目等の見直しを行います。
	122件		122件		122件	
	90件		90件		90件	
	150件		150件		150件	
	10,788件		11,274件		11,837件	
	15件		15件		15件	
	742人 延81,508時間		786人 延86,398時間		833人 延91,581時間	事業者数は着実に増えていますが、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。
9 箇所	120人	10 箇所	140人	16 箇所	235人	ワークホームや精神障害者共同作業所等からの移行を促進します。
3 箇所	10人	3 箇所	10人	3 箇所	10人	
1 箇所	338人	1 箇所	439人	1 箇所	570人	療育センター内に設置し、社会福祉法人に委託して実施します。

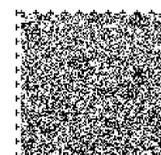


2 その他の事業

事業の種類	事業の内容	事業の実施に関する考え方
(1) 福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。	グループホーム等の整備とともに地域における障害者の様々な形態による住まいの場を確保します。
㊦ 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問により入浴サービスを行います。	居宅における入浴が困難な重度身体障害者に対し、入浴の機会を提供し、身体の清潔の保持及び家族による介護の軽減を図ります。
㊧ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給します。 また、施設に入所・通所、又は就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用して就職等へ移行する方に就職支度金を支給します。	就労移行支援事業所等を利用している方を対象に、更生訓練費・就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
㊨ 知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の援護に熱意のある事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として実施します。
㊩ 生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導や、知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動などを支援します。	障害程度区分認定で非該当となった方のうち、支援を必要とする方に対し、居宅介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図ります。
㊪ 日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、日中の活動の場を提供します。	障害者等の放課後や日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため、利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。
㊫ 生活サポート事業	障害程度区分認定が非該当となった障害者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。	障害程度区分認定で非該当となった障害者のうち、支援を必要とする方に対し、居宅介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図ります。
㊬ 社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、社会参加を促進します。	スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報等、これまで行ってきた事業を引き続き実施し、障害者の社会参加の更なる促進を図ります。



事業の見込量						確保の方策
平成21年度		平成22年度		平成23年度		
実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
3 か所	25 人	3 か所	25 人	3 か所	25 人	民間事業者への補助事業により実施します。また、事業者への情報提供に努め、新規事業者の参入を促進します。
10 か所	30 人	10 か所	30 人	10 か所	30 人	民間登録事業者に委託して実施します。
	510 人		510 人		510 人	事業者及び対象者への情報提供に努めます。
	7 人		7 人		7 人	知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者の参入を促進します。
3 事業		3 事業		3 事業		関係団体等に委託して実施します。
	657 人		683 人		710 人	登録事業者への補助事業により実施します。また、民間事業者の参入を促進します。
	4 人 延 384 時間		4 人 延 384 時間		5 人 延 480 時間	居宅介護サービスを実施する事業者等の参入を促進します。
5 事業		5 事業		5 事業		各事業の周知を図るとともに、新たなニーズ等を踏まえた見直しを行います。



第5章

計画の推進に向けて

1 市民参加と協働

障害者の地域移行や就労支援を進めるためには、公的サービスに加え、障害者を地域全体で支えることが必要です。

このため、地域自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者等の参加により、協働して施策を推進します。

また、地域福祉計画における地域の様々な活動を通じて、地域住民の誰もが障害や障害者を正しく理解し、支援・協力する環境づくりを目指します。

2 関係機関との連携

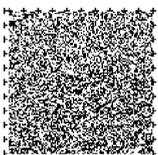
計画の推進にあたっては、福祉と保健・医療、雇用、教育との連携が重要であり、庁内関係部局の連携はもとより、国県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

3 進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、見込量の達成状況について、障害者施策推進協議会へ報告し、点検・評価を行います。

4 計画の弾力的運用

計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画の弾力的運用に努めます。



だい きちばししょうがいふくしけいかく
第2期千葉市障害福祉計画
へいせい ねんど ねんど
(平成21年度～23年度)
がい よう ばん
概要版

ほっこうねんげつ
発行年月

へいせい ねん がつ
平成21年3月

へんしゅうはっこう
編集・発行

ちばし ほけんふくしきよくこうれいしょうがいぶ しょうがいきかくか
千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害企画課

〒 260-8722

ちばしちゅうおうくちばみなと ばん ごう
千葉市中央区千葉港1番1号

でん わ
電 話

043 (245) 5227

F A X

043 (245) 5630

E-mail

shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp

